

松山税務署からのお知らせ

～確定申告に関するお願い～

税務署の確定申告会場では、会場内の混雑緩和のため、一定の入場者数の制限を設けることを予定しており、オンライン事前予約や当日相談枠の状況に応じて、後日の来場をお願いするなどのご不便をおかけすることも考えられます。

そこで、「医療費控除・ふるさと納税等で確定申告をされる際には、ご自宅からスマートフォンを利用した確定申告」をしていただきますようご協力をお願いいたします。

いつでもどこでもスマホで簡単確定申告！

○ スマホ申告のメリット！

- ・自宅で作成できるので税務署への来署が不要
- ・確定申告期間は24時間（メンテナンス時間を除く）いつでも利用可能
- ・右下のQRコードをスマホで読み込むだけで、作成画面に簡単アクセス
- ・還付金の早期還付（書面提出の場合1か月から1か月半での還付が3週間程度で還付）

※1 メンテナンス時間は毎週月曜日の午前0時から午前8時30分までを予定しています。

※2 スマホからe-Taxを利用する場合は、マイナンバーカード及び2種類のパスワードが必要となります。

※3 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

※4 マイナンバーカードを使ってe-Taxを利用する場合は、

スマホがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります（詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。）。

スマホ申告はこちらから



確定申告に関する相談も自宅からチャットボットや電話でできます！

○ チャットボットでの相談

A.I.を活用した税務相談チャットボット「ふたば」が24時間ご質問にお答えします！

○ 電話での相談（受付時間 午前8時30分から午後5時まで）

開設期間 令和8年1月16日（金）から3月16日（月）まで（土日祝日を除く）

「確定申告電話相談センター」で所得税・贈与税・消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

ご利用される方は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）へお電話いただき、自動音声案内に従い、「0」を選択してください。

なお、3月1日（日）は、電話相談を行っております。



税務職員ふたば

確定申告会場は令和8年2月16日（月）開設！

○ 開設期間 令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土日祝日を除く）

※ 3月1日（日）は、確定申告の相談、申告書の受付を行います。

※ 2月16日以前は、確定申告会場を設置しておりませんので、ご注意ください。ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

○ 受付時間 午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時から）

確定申告会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

なお、オンライン事前予約や当日相談枠の状況

に応じて、午後4時前であっても受付を終了

させていただく場合があります。

国税庁LINE公式アカウント



※ 会場駐車場には限りがあり（臨時駐車場はありません。）、駐車場に入るまで大変時間がかかります。会場周辺の道路も渋滞し、近隣住民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしますので、申告会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

松山税務署 周辺図



若草合同庁舎へは、近隣道路の渋滞を緩和するため×印の道路への進入は御遠慮いただき
「札ノ辻」方面からの進入に御協力ください。